## 高齢者・障がい者のための

## 成年後見制度に関する無料相談会

銀行で成年後見制度を利用するように言われたけど、どんな制度なの? 親なきあと、知的障がいのある子どもの将来が不安・・・。 親族後見人になったけど、裁判所への報告はどうするの?



## 相談は無料です。お気軽にお申し込みください。

対象者 市内在住・在勤のかたで、成年後見制度の利用をこれから検討するかたや、

親族後見人のかたなどで、支援内容などについて相談したいかた。

常相談員 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士が交代でご相談をお受けします。

☆定員 毎月2組まで(事前予約制)

①13時~ ②14時15分~ ※相談時間は1時間程度でお願いします。

● 相談日 社協だよりをご覧ください。

会 場 市役所東庁舎1階 社会福祉協議会相談室

●申込み 相談日2か月前の月初日から電話にて受け付けます。

(ただし初日が土日・祝日の場合は、翌日(平日)からになります。)

● その他・原則、相談はお一人様、年間1回までです。

・相談には、成年後見センターの職員も同席します。

・諸事情により、相談員が変更になる場合があります。



社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会

## 稲沢市成年後見センター

電話0587-22-5565 FAX0587-33-4666

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎 業務時間 月曜日〜金曜日 8:30〜17:15 (祝日、年末年始はお休み) 稲沢市成年後見センターは、稲沢市から委託を受けて稲沢市社会福祉協議会が運営しています。